

令和6年度 全国労働衛生週間の実施要綱等について

全国労働衛生週間スローガン
『推してます みんな笑顔の 健康職場』

川越労働基準監督署 安全衛生課

令和6年度全国労働衛生週間実施要綱

1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第75回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、**高齢化の進行**により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの**疾病を抱えながら働いている労働者が増加**するとともに、女性の就業率が上昇し、**働く女性の健康問題**への対応も課題となっている。このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、**職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要**である。

また、**過労死等事案の労災認定件数は、令和5年度には1,099件**となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。このうち、特に**精神障害による労災認定件数は令和5年度には883件と過去最多**となっており、**メンタルヘルス対策をさらに強化していく必要**がある。

さらに、労働者の健康確保において、**産業医の選任義務のない小規模事業場における体制確保や取組の推進が大きな課題**となっている。これらの事業場は全体の96%を占めており、**小規模事業場における健康確保対策の推進が重要**である。

令和6年度全国労働衛生週間実施要綱

1. 趣旨

化学物質による休業4日以上¹の労働災害は、450件程度で推移し、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占めている。また、化学物質等による重大な遅発性の職業性²疾病も後を絶たない。このため、厚生労働省では、従来、特別規則の対象となっていない化学物質への対策を強化するため、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS分類）で危険性・有害性が区分されている物質全てについて、**事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する**制度を導入した。この仕組みを実効あるものとするため、**ばく露の上限となる濃度基準値の設定、危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みの整備・拡充**を行うための所要の法令改正等を順次、行っているところである。

また、**職業がん**の労災補償の新規支給決定者は、**石綿による中皮腫・肺がん**を中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その**解体工事が2030年頃をピーク**として、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、**一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化**など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

令和6年度全国労働衛生週間実施要綱

1. 趣旨

このような状況を踏まえ、**第14次労働災害防止計画**（以下、「14次防」という。）において、令和5年度より「**自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発**」や「**労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進**」、「**労働者の健康確保対策の推進**」、「**化学物質等による健康障害防止対策の推進**」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めている。

加えて、「**個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会**」報告書で提言された個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス、健康確保等の対策をもとに、労働政策審議会安全衛生分科会での議論を経て、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促す目的で、「**個人事業者等の健康管理に関するガイドライン**」を策定し、取組を進めている。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「**推してますみんな笑顔の健康職場**」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2. スローガン

「推してます みんな笑顔の 健康職場」

令和6年度全国労働衛生週間実施要綱

3. 期間

10月1日から10月7日までとする。
なお、全国安全週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4. 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7. 実施者

各事業場

令和6年度全国労働衛生週間実施要綱

8. 主唱者、協賛者の実施事項

次の事項を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等を作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会や、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9. 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

令和6年度全国労働衛生週間実施要綱

10. 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等
緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、
その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び**勤務間インターバル制度の導入など**労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、**医師からの意見聴取及び事後措置の徹底**
- e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

従業員



最近、残業続きで
気力や体力が保てない...

仕事ばかりで
プライベートの時間が
うまく確保できない!

その問題

従業員のワーク・ライフ・
バランス環境を
向上させたいが、
思うように実現できない...

事業主



会社の生産性を上げたい!

勤務間インターバル制度を

導入することで解決しましょう!

詳しくは中面をご覧ください。

制度導入がもたらすメリット

勤務間インターバル制度を導入することによって、事業主・従業員双方に以下のようなメリットが期待されます。

メリット1

**従業員の健康の維持・
向上につながります。**

インターバル時間が短くなるにつれて
ストレス反応が高くなるほか、起床時
疲労感が残ることが研究結果から
明らかになっています。十分なインター
バル時間の確保が、従業員の健康の

メリット2

**従業員の定着や
確保が期待できます。**

労働力人口が減少するなか、人材の確保・
定着は、重要な経営課題になっています。
十分なインターバル時間の確保により、
ワーク・ライフ・バランスの充実を図ることは、
職場環境の改善等の魅力ある職場づくりの
実現につながり、人材の確保・定着。

メリット3

**生産性の向上に
つながります。**

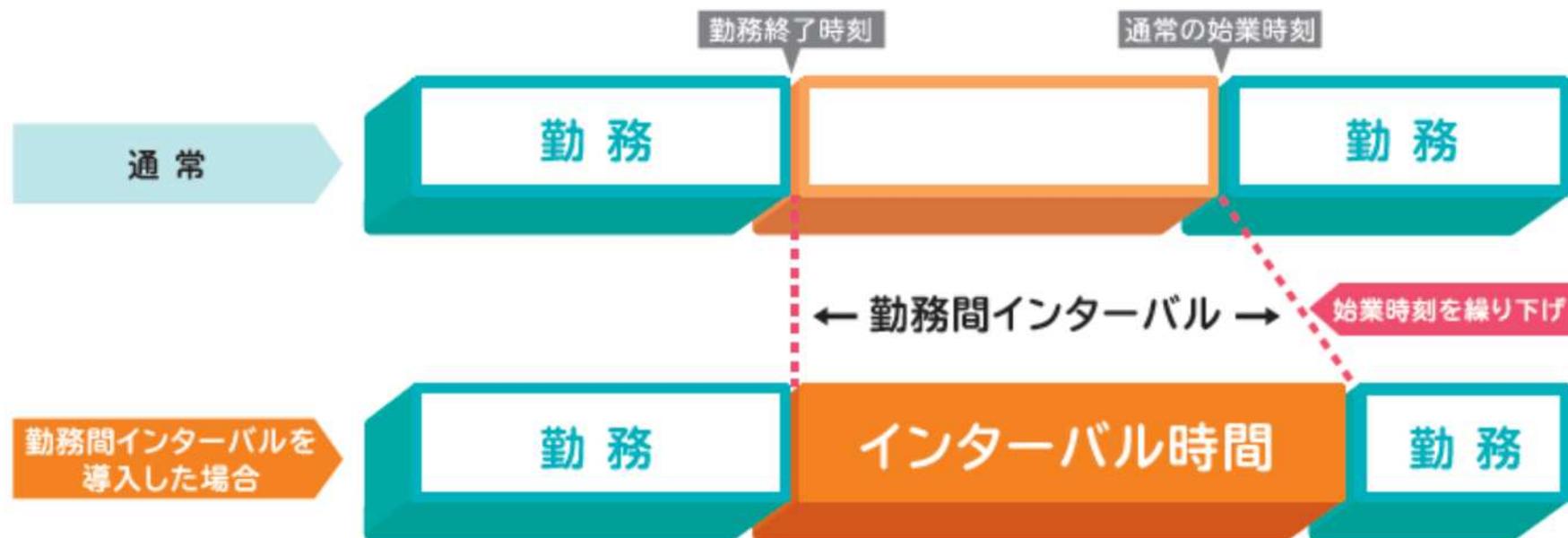
十分なインターバル時間の確保は、仕事に
集中する時間とプライベートに集中する
時間のメリハリをつけることができるよう
になります。このため、仕事への集中度が
高まり、製品・サービスの品質水準が

勤務間インターバル制度とは

勤務間インターバル制度とは、終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息时间（インターバル時間）を設けることで、従業員の生活時間や睡眠時間を確保しようとするものです。

「労働時間等設定改善法」（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法）が改正され、2019年4月1日より勤務間インターバル制度の導入が事業主の努力義務となりました。

勤務間インターバル制度を導入した場合、例えば次の図にみるような働き方が考えられます。

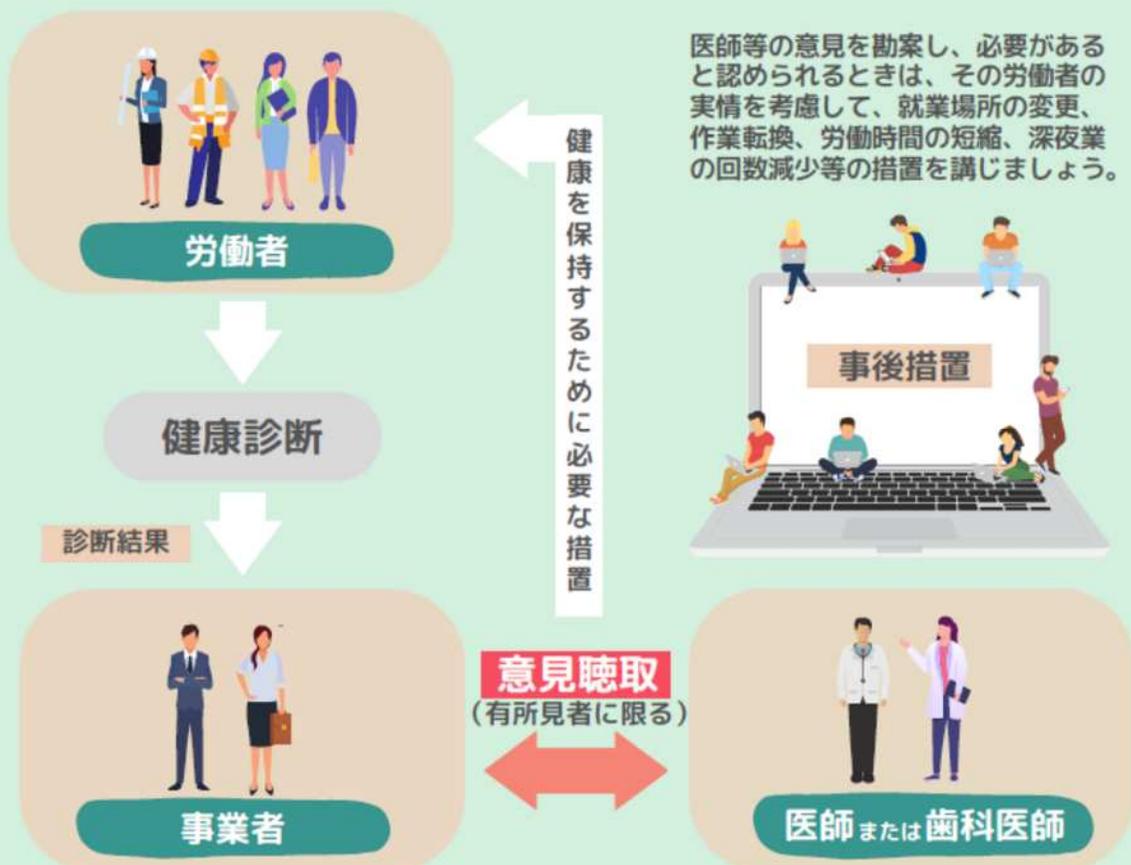


このほか、ある時刻以降の残業を禁止し、次の始業時刻以前の勤務を認めないこととする等によりインターバル時間を確保する方法も考えられます。

このように、一定のインターバル時間を確保することで、従業員が十分な生活時間や睡眠時間を確保でき、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら働き続けることができます。

健康診断結果について 医師等からの意見聴取を 実施していますか？

事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者に対し、就業上の措置について、3か月以内に医師または歯科医師の意見を聴くことが必要です。（労働安全衛生法第66条の4他）



聴取した医師又は歯科医師の意見を**健康診断個人票に記載すること**
(労働安全衛生規則第51条の2第2号他)

健康診断の実施とその後の手順等

労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について



健診年月日	○年 ○月○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した医師の氏名	○○○
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の氏名	○○○

健康診断の実施

一般健康診断等
(法第66条第1項～第4項)

自発的健康診断
(法第66条の2)

法第66条第5項ただし書きの規定による健康診断

医師等による診断区分の決定

診断区分 (一例)

異常なし	要観察	要医療
------	-----	-----

健康診断結果の通知 (法第66条の6)

労働者自らが自主的に健康管理に取り組めるよう、労働者に健康診断結果を通知しなければならない。

異常の所見があると診断された場合

健康診断の結果についての医師等からの意見聴取^{※2} (法第66条の4)

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	—
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負担を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、退職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

※2 産業医の選任義務のない小規模事業場(労働者数50人未満の事業場)においては、労働者の健康管理等に関し、医師等が相談等に無料で応じる地域産業保健センターを活用することによって、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取を実施することが適当です。
「地域産業保健センターについてのご案内」
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/080123-2.html>

健康診断実施後の措置 (法第66条の5)

- 医師等からの意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずる。
- 作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備
- 医師等の意見の衛生委員会等への報告 等

一定の健診項目に異常の所見があると診断された労働者が受診

二次健康診断^{※3}

(労働者には、二次健康診断の結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当。)

※3 労働者災害補償保険法第26条第2項第1号の規定に基づく二次健康診断

保健指導 (法第66条の7)

一般健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して医師又は保健師による保健指導を行うよう努める。

聴取した医師又は歯科医師の意見を**健康診断個人票に記載すること**
(労働安全衛生規則第51条の2第2号他)

産業医の選任義務のない事業場については、**地域産業保健センター**をご活用ください。

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

- a 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」
 （本人（働く方）用、ご家族用）
 【2023年改訂】
 この機会にチェックしてみませんか？
 中央労働災害防止協会では
 「活用ガイド」を作成・公開しています。

今日のおすすめ



職場のメンタルヘルスシンポジウム
 「中小企業におけるメンタルヘルス対策～労働者への支援が企業価値につながる～」
 10月10日にオンラインで開催します。基調講演、取組事例の紹介、パネルディスカッションを行います。Zoom参加の申込みを受け付けています。

相談窓口



悩みを相談してみませんか
 相談窓口案内

よく見られているコンテンツ



5分でできる
 職場のストレスセルフチェック



疲労蓄積度セルフチェック
 （働く方用）



eラーニングで学ぶ
 15分でわかるセルフケア



ご存知ですか？うつ病



ストレスチェック制度について



職場のメンタルヘルス対策の取組事例

こころの耳Q&A

派遣先で業務上災害が発生しました。この場合、労災の適用は派遣元・派遣先のどちらになるのでしょうか？ [▶ 答えを見る](#)

様々なテーマについて短時間で学べます

こころの耳
 5分研修シリーズ



5分研修

やってみよう・教えよう
 SINCE 2017
POSITIVE SHARING

#ポジシェア

疲れやストレスと前向きに

どのような情報をお探しですか？



ココロローがお探しのページへご案内します

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(ウ) 転倒・腰痛災害の予防に関する事項

- a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
- b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
- c 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
- d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期的**健康診断の確実な実施**と、
労働者の気付きを促すための**体力チェックの活用**
- e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施
- f **小売業及び介護施設の企業等関係者による「協議会」**を通じた転倒・腰痛災害等の
予防活動の機運の醸成・企業における取組の推進

雇用者

全年齢に占める60歳以上の占める割合



労働災害による死傷者数

全年齢に占める60歳以上の占める割合



データ出所：労働力調査（総務省）（年齢階級，産業別雇用者数）における年齢別雇用者数（役員を含む。）
 ※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

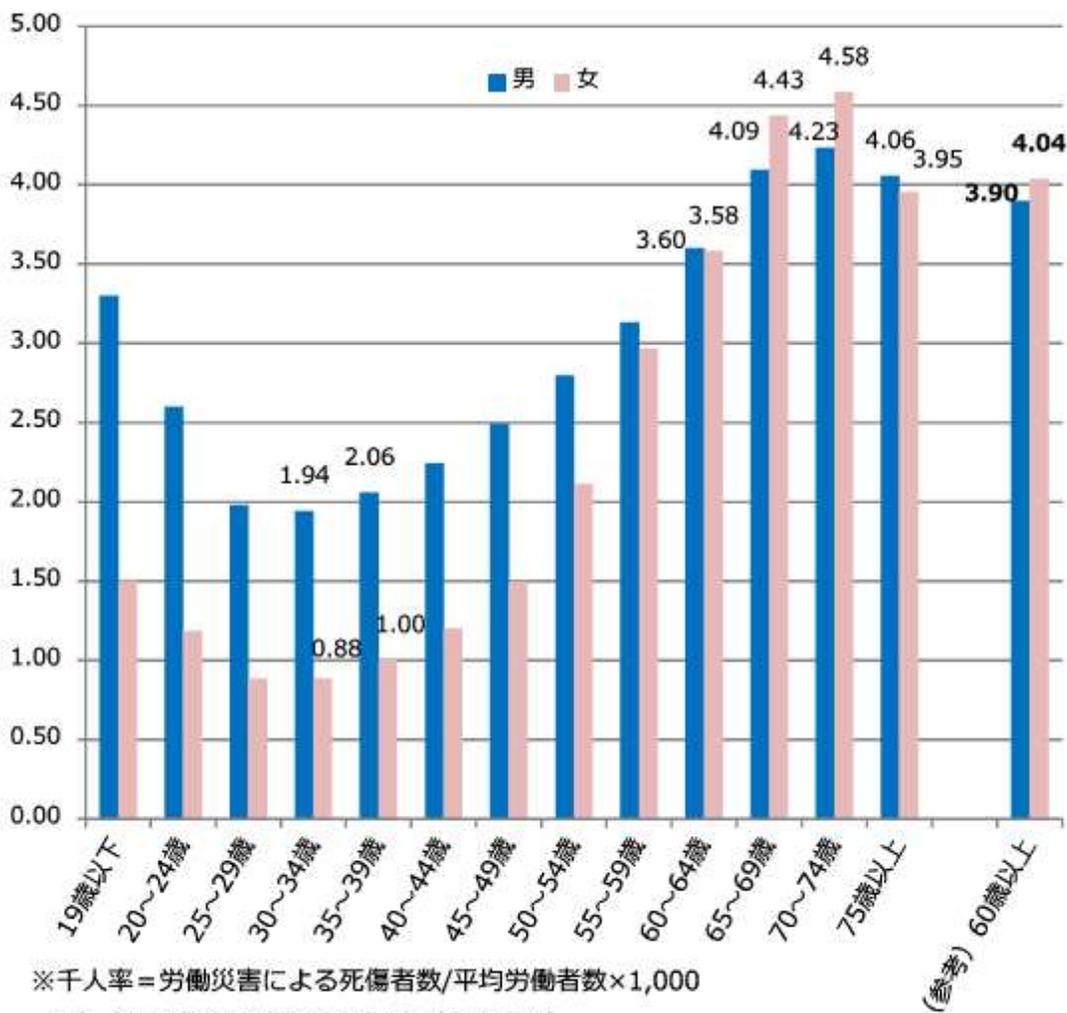
データ出所：労働者死傷病報告※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

- ◆ 雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の占める割合は18.4%(令和4年)
- ◆ 労働災害による休業4日以上~~の死傷者数~~に占める60歳以上の高齢者の占める割合は28.7%(同)

高年齢労働者の労働災害の特徴① 災害発生率（千人率）・休業見込み期間

- ・60歳以上の男女別の労働災害発生率（死傷年千人率（以下「千人率」という。））を30代と比較すると、男性は約2倍、女性は約4倍となっている。
- ・休業見込み期間は、年齢が上がるにしたがって長期間となっている。

年齢別・男女別 千人率

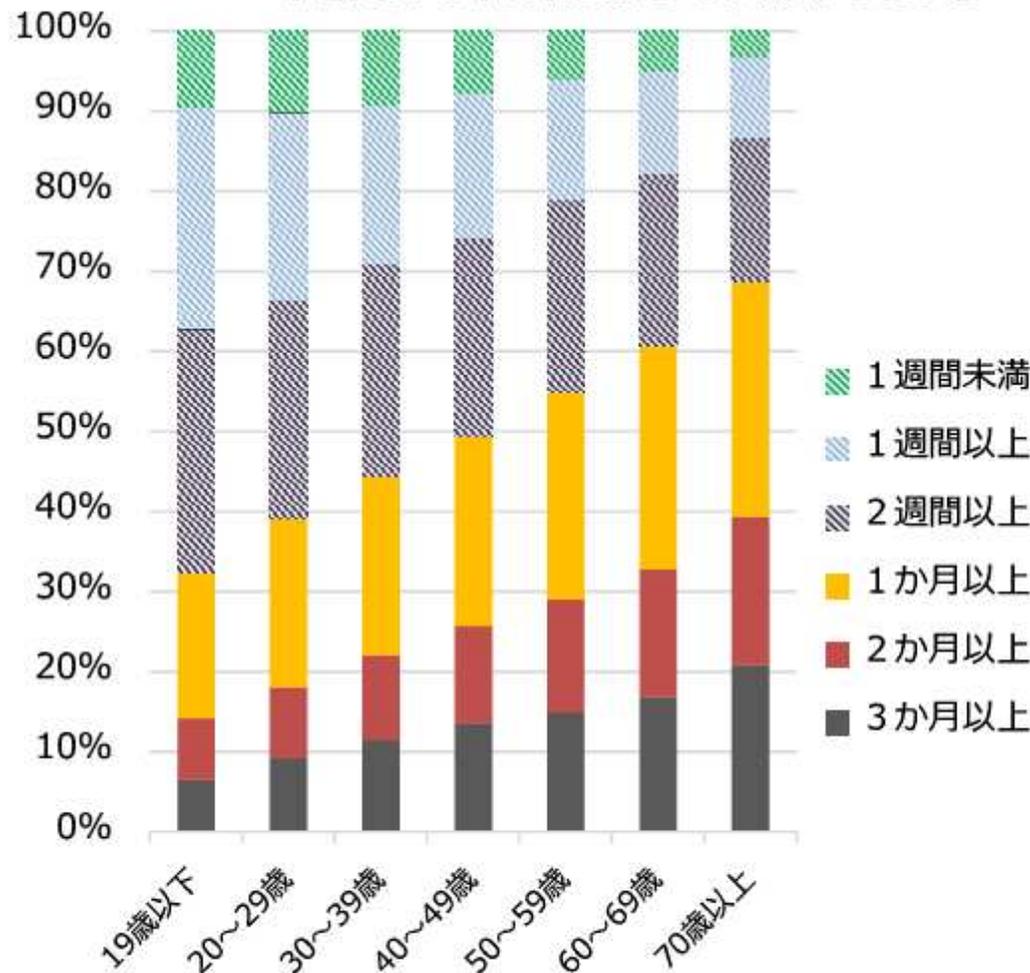


※千人率 = 労働災害による死傷者数 / 平均労働者数 × 1,000

データ出所：労働者死傷病報告（令和4年）

※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
労働力調査（年次・2022年・基本集計第I-2表 役員を除く雇用者）

年齢別の休業見込み期間の長さ



データ出所：労働者死傷病報告（令和4年）

※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
※死亡災害は、休業3カ月以上に算入

高年齢労働者の労働災害の特徴② 年齢別・男女別の傾向（事故の型別の分析）

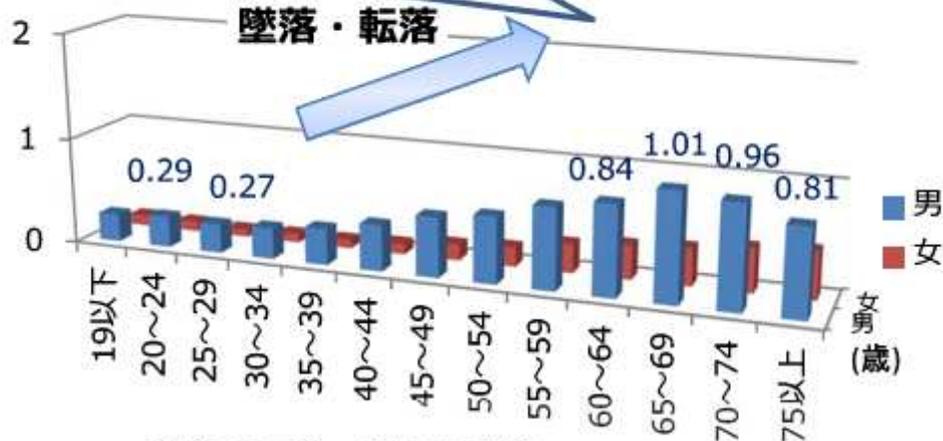
・転倒は、高年齢になるほど労働災害発生率が上昇。高齢女性の転倒災害発生率は特に高い。

⇒ 年齢の上昇に着目した対策は転倒、墜落・転落で特に重要な課題（とりわけ高齢女性の転倒防止）

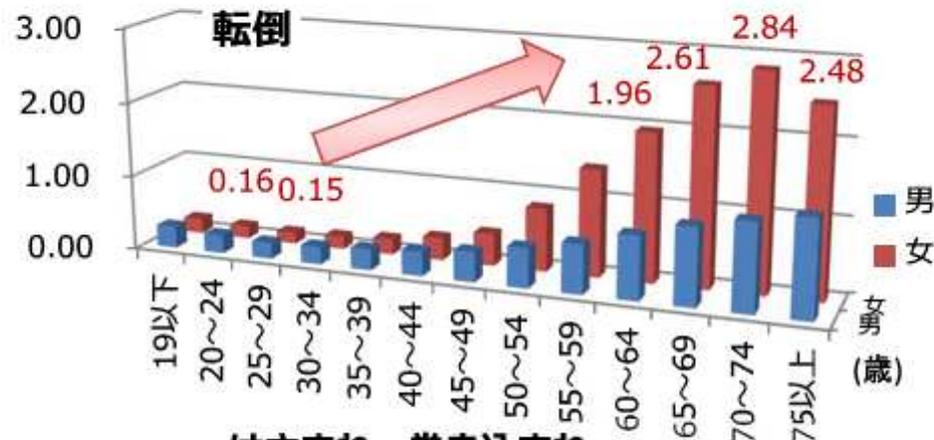
男性の場合、60代以上（平均0.91）は20代平均（0.28）の約3倍

女性の場合、60代以上（平均2.35）は20代（平均0.15）の約15倍

墜落・転落

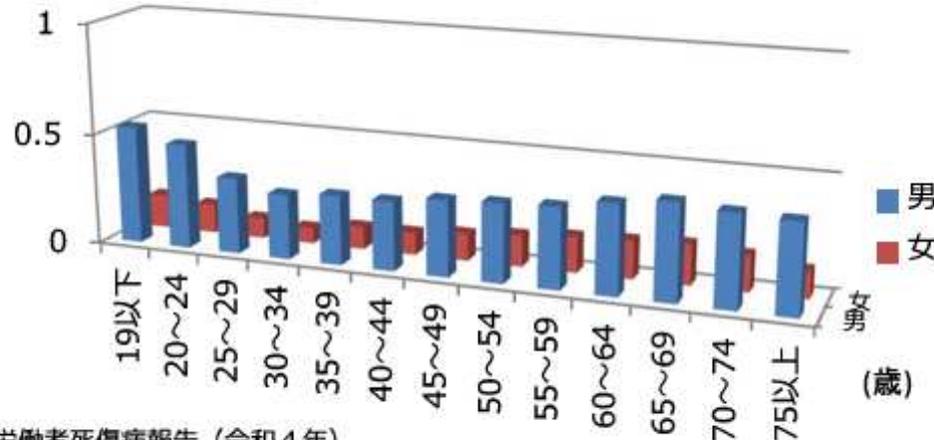
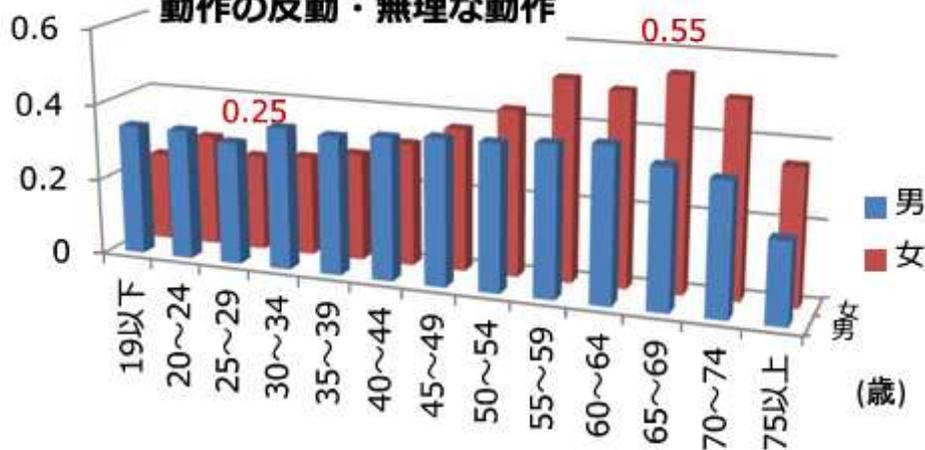


転倒



はさまれ・巻き込まれ

動作の反動・無理な動作



※千人率=労働災害による死傷者数/その年の平均労働者数×1,000

データ出所：労働者死傷病報告（令和4年）

※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

：労働力調査（年次・2022年・基本集計第I-2表 役員を除く雇用者）

エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業

全国労働衛生週間リーフレット裏面
「高年齢労働者の健康づくり」のQR
コードからHPをご覧ください。

上の労働者が占める割合は26% (2018年) で増加傾向。年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落災害が顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況 (休業4日以上)>

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

● 高齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。

・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

● 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む中小企業事業者の皆さまを支援しています。
- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。

エイジフレンドリー補助金



エイジアクション100

～生涯現役社会の実現につながる高齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～

<概要版>



全国労働衛生週間リーフレット裏面「高齢労働者の健康づくり」のQRコードからHPをご覧ください。

「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	① 高齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし） 	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補助率	1/2	3/4	
補助上限額	上限額：100万円 (消費税を除く)	上限額：30万円 (消費税を除く)	

※注意事項※

- ・複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・この補助金は「事業規模」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
 ※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ は事務センターが実施します。



★ ① 申請書類提出から③ 交付決定まで概ね2カ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

- ➡ 「④ 交付申請書類」「⑥ 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください（申請書類の郵送やメール送付は行っておりません）
- ➡ 対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるQ & Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を活用しましょう
 エイジフレンドリーガイドライン ➡ <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>



交付申請書類受付期間
 令和6年5月7日～令和6年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限
 令和7年1月31日（当日消印有効）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
 「エイジフレンドリー補助金事務センター」
 （ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）

関係書類送付先	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイアビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター	
	交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません） 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では送付しないでください	
お問合せ先	申請担当	支払担当
	電話：03（6381）7507 FAX：03（6381）7508	電話：03（6809）4085 FAX：03（6809）4086
受付時間	平日10：00～12：00/13：00～16：00 （土日祝休み、平日12：00～13：00は電話に出ることができません） ＜8月13日～8月16日（夏季休暇）、12月30日～1月3日（年末年始）を除く＞	



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じる必要があります

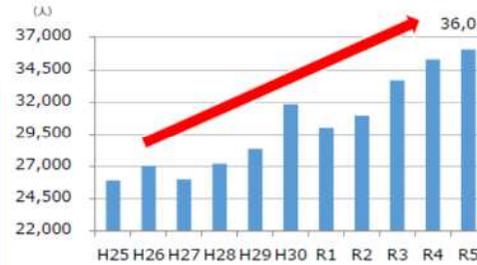
「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒
➢ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒
➢ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒
➢ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒
➢ 適切な通路の設定
➢ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒
➢ 設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➢ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

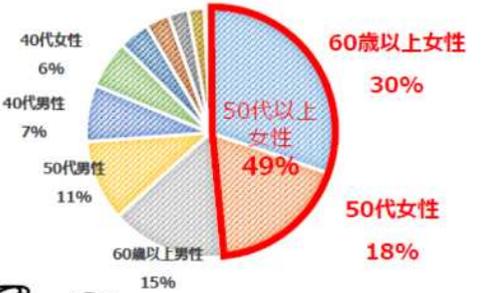


職場で転倒して骨折（転倒災害）

転倒災害は増加の一途



性別・年齢別内訳（令和5年）



転倒災害による平均休業日数（令和5年）

48.5日

※労働者死傷報告による休業見込日数

よくある転倒の原因と対策

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒
➢ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）
- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒
➢ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)
- ウェットエリア（食品加工場等）で滑って転倒
➢ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➢ 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）
➢ 隣接エリアまで濡れないよう処置
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒
➢ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



転倒リスク・骨折リスク

- 加齢とともにすべての人が、転びやすくなります
 - ✓ いますぐ「転びの予防 体力チェック」
 - ✓ 「毎日かんたん！ロコモ予防」
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
 - ✓ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
 - ✓ 骨粗鬆症予防も一緒に！「骨活のすすめ」

体力
チェック

エイジフレンドリー補助金

【SAFEコンソーシアム加盟申請ページ】
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>

「SAFEアワード」労働災害防止の取組優良事例も掲載されていますので、ご活用ください。

転倒等リスク評価セルフチェック票

近年増加傾向にある転倒災害の予防に向けて、自己評価と測定結果の差を認識することは重要ですが、集計等も可能な転倒等リスク評価セルフチェック票を作成しましたので御活用ください。



厚生労働省HP
「転倒予防・腰痛予防の取組」
を検索
セルフチェック票をクリック
してダウンロード！！

- <参考>
- PDF 転倒等リスク評価セルフチェック票（エイジフレンドリーガイドライン別） [470KB]
 - 計測にあたって動き等が確認できる動画（中央労働災害防止協会HP）

スポーツ庁 室伏長官からのメッセージ

スポーツ庁の室伏長官による、職場における転倒予防、腰痛予防に向けたスポーツの習慣化の呼びかけ動画です。



室伏長官が



転倒予防・腰痛予防に向けたスポーツの習慣化の呼びかけ動画です

※ 赤枠内は、入力項目をご記入ください（青枠は任意入力項目です）。
測定日（西暦） **2024** 年 **5** 月 **29** 日

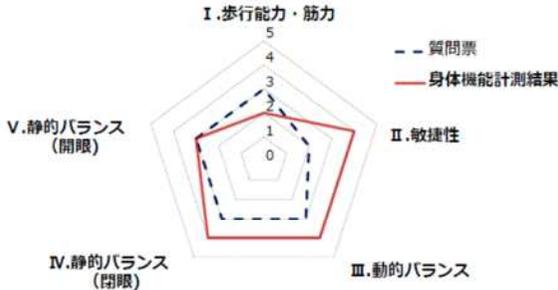
転倒等リスク評価セルフチェック票

氏名 **川越** 性別 **男** 身長 **165** cm **40** 代（年齢の年代）
小数点以下は入力不要です

★セルフチェック結果★

「A. 質問票」と「B. 身体測定計測結果」に必要な項目を入力すると自動で結果が出力されます。

チェック事項	評価点	
	質問票	身体機能計測結果
I. 歩行能力・筋力	3	2
II. 敏捷性	2	4
III. 動的バランス	3	4
IV. 静的バランス（閉眼）	3	4
V. 静的バランス（開眼）	3	3



パターン5

項目により逆転している

あなたは、計測項目によって、身体機能（朱色太線）の方が高い場合と自己認識（青色点線）の方が高い場合が混在しています。

このことから、それぞれの体力要素について、実際より高く自己評価している場合と慎重に評価している場合があるといえます。

転倒等リスクからみた場合、特に自己認識に比べ、身体機能が低い項目（朱色太線が小さい項目）が問題となります。身体機能の向上により朱色太線の方が大きくなるよう努めてください。

また、身体機能と認識にばらつきがあるため、思わぬところで転倒や転落する可能性がありますので、転倒・転落しやすい箇所の改善等を行ってください

A. 質問票（身体的特性）（赤枠に「回答内容」を入力してください。（評価点が自動計算されます。））

質問内容	回答内容（回答欄に1～5を入力してください）	回答欄	評価点
①. 人ごみの中、正面から来る人にぶつからず、よけて歩けますか	1. 自信がない 2. あまり自信がない 3. 人並み程度 4. 少し自信がある 5. 自信がある	4	3
②. 同年代に比べて体力に自信はありますか	1. 自信がない 2. あまり自信がない 3. 人並み程度 4. 少し自信がある 5. 自信がある	3	
③. 突発的な事態に対する体の反応は素早い方と思えますか	1. 素早くないと思う 2. あまり素早くない方と思う 3. 普通 4. やや素早い方と思う 5. 素早い方と思う	2	2
④. 歩行中、小さい段差に足を引っかけたとき、すぐに次の足が出ると思えますか	1. 自信がない 2. あまり自信がない 3. 少し自信がある 4. かなり自信がある 5. とても自信がある	3	
⑤. 片足で立ったまま靴下を履くことができると思えますか	1. できないと思う 2. 最近やっとながでできないと思う 3. 最近やっとながで何回かに1回はできると思う 4. 最近やっとながでできると思う 5. できると思う	4	3
⑥. 一直線に引いたラインの上を①紐ぎ足歩行で簡単に歩くことができると思えますか	1. 紐ぎ足歩行ができない 2. 紐ぎ足歩行はできるがラインからずれる 3. ゆっくりであればできる 4. 普通にできる 5. 簡単にできる	3	
⑦. 目を閉じて片足でどのくらい立つ自信がありますか	1. 10秒以内 2. 20秒程度 3. 30秒程度 4. 1分程度 5. それ以上	3	3
⑧. 電車で乗って、つり革につかまらずどのくらい立っていられると思えますか	1. 10秒以内 2. 30秒程度 3. 1分程度 4. 2分程度 5. 3分以上	3	
⑨. 目を開けて片足でどのくらい立つ自信がありますか	1. 15秒以内 2. 30秒程度 3. 1分程度 4. 1分30秒程度 5. 2分以上	3	3
⑩. 紐ぎ足歩行…足のかかとを逆の足のつま先に交互につけながら歩行すること。	1. 紐ぎ足歩行ができない 2. 紐ぎ足歩行はできるがラインからずれる 3. ゆっくりであればできる 4. 普通にできる 5. 簡単にできる	3	

① 紐ぎ足歩行…足のかかとを逆の足のつま先に交互につけながら歩行すること。転倒の予防体力強化（中災防HP）
裏面の「身体機能計測」についても、以下に注意して実施してください（詳細は中災防HPをご確認ください）。
□必ず滑りにくい床で実施してください。椅子等の足につまつかないように注意してください。
□バランスを崩すこともありますので、周囲に物を置かず、補助者が立ち会い実施してください。

B. 身体機能計測結果（赤枠に「計測結果」を入力してください。（評価点が自動計算されます。））

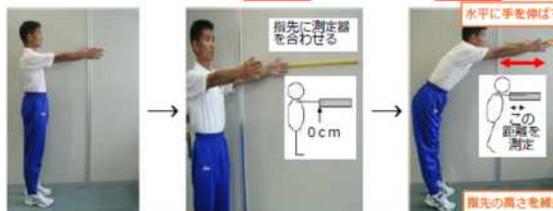
① 2ステップテスト（最大2歩幅を計測し、身長で割ります）
あなたの結果は → 1回目 **210** cm 2回目 **197** cm
I. 歩行能力・筋力 評価点 **2**
□ 計測方法（2回測定してください）
・両足のつま先をスタートラインにそろえて立ちま

A. 質問票に回答し、B. 身体測定機能測定結果に測定値を入力すると、自動で結果が出力されます

② 座位ステップングテスト（20秒間で何回開閉できますか）
あなたの結果は → **45** 回/20秒
II. 敏捷性 評価点 **4**
□ 計測方法
・座面の高さ40cmの背もたれがある椅子、足元に養生テープ等で30cm幅のラインを用意します。
・椅子に深く座り、両手で座面を握り身体固定させ、両足をラインの内側に置き、「始め」の合図で、つま先をラインの外側の床にふれ＝内側の床にふれ＝外側の床にふれ、内側の床にふれ、・・・をできるだけ早く繰り返します。
・練習（5秒程度）の実施後、足を内側の位置に戻し、20秒間で何回内側に両足のつま先をふいたかを数えます。
・ラインを踏んだり、足を踏って移動した場合、つま先が床にタッチしない場合はカウントしません



③ ファンクショナルリーチ（水平にどのくらい腕をのばせますか）
あなたの結果は → 1回目 **35** cm 2回目 **36** cm
III. 動的バランス 評価点 **4**
□ 計測方法（2回測定してください）
・壁に対して横向きに立ち、両足を軽く開き、両腕を肩の高さ（90度）まで持ち上げます。
・測定者はその状態の指先の指先を0cmとし目盛付き磁石等を水平に設置します。左右どちらの距離を測定してもかまいません。
・足を動かさずに、指先の高さを維持したまま、水平に、目盛付き磁石にそって、できるだけ前に両手を伸ばします（つま先立ち）。測定者はバランスを保持できる地点までの指先の距離をcm単位で測定します。ゆっくりと開始姿勢に戻ります（壁に寄りかかったり、身体をねじったり、前に踏み出した場合等は、再度測定を行います。）



④ 閉眼片足立ち（目を閉じて片足でどのくらい立ちますか）
あなたの結果は → 1回目 **60.0** 秒 2回目 **60.0** 秒
IV. 静的バランス（閉眼） 評価点 **4**
□ 計測方法（2回測定してください）
・測定終了の条件※（目を開く、両足が地面につく等）をあらかじめ伝えます。
・靴を脱いで、基本姿勢から片足を上げます。手は眼に当てても、広げても自由とします。
・目を閉じてから、被検者のタイミングでスタートします（目を閉じてから計測姿勢が安定するまで少し時間がかりますが、その時間は計測結果に含まれません）。
・そのままでの姿勢でできるだけ長時間閉眼位を保持し、その最大保持時間を秒単位で小数点第1位まで計ります。



⑤ 開眼片足立ち（目を開いて片足でどのくらい立ちますか）
あなたの結果は → 1回目 **60.0** 秒 2回目 **60.0** 秒
V. 静的バランス（開眼） 評価点 **3**
□ 計測方法（2回測定してください）
・測定終了の条件※（1両足が地面につく等）をあらかじめ伝えます。
・靴を脱いで、両手を腰に置きます
・眼は開けたまま、被検者のタイミングで片足を上げスタートします。
・そのままでの姿勢でできるだけ長時間閉眼位を保持し、その最大保持時間を秒単位で小数点第1位まで計ります。（小数点第2位以下は切捨て）

